

協議第 8 号

各種事務事業の取扱い（健康づくり関係）

各種事務事業の取扱い（健康づくり関係）について提案する。

平成 15 年 10 月 27 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 3 - 9 各種事務事業の取扱い（健康づくり関係）
合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	26-3-9	各種事務事業の取扱い(健康づくり関係)	所 管	住民福祉専門部会
調整の内容	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 救急医療	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
2. 補助金等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。なお、厚田村及び浜益村で行っている保健師職員養成奨学資金貸付事業については、合併時に廃止するものとする。
3. 附属機関	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
4. 予防接種事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
5. 結核予防事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
6. エキノコックス検診事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
7. 健康フェスタ事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

( 個 表 )

1. 救急医療 (第5回現況調書27～29ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
休祭日及び時間外急病診療	石狩医師会を通じ、市内医療機関において実施 ・内科系診療 平日(夜間) 19:00～7:00(翌朝) 土曜 13:00～17:00 日曜・祝日 9:00～17:00 ・外科系診療 土曜 13:00～17:00 日曜・祝日 9:00～17:00	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
在宅当番医制事業	石狩医師会に委託し実施	石狩医師会に委託し実施	石狩医師会に委託し実施	

2. 補助金等 (第5回現況調書30～34ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
精神障害者地域共同作業所運営補助金	就労困難な在宅の障害者に対し、通所による生活訓練・作業訓練を行うとともに就労の場を確保し、自立の促進を図る。 ・石狩はまなす館	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
精神障害者社会復帰施設等通所交通費助成	精神障害者の社会復帰施設等に通所するための交通費に対し補助し、社会復帰の促進を図る。 ・石狩はまなす館	該当なし	該当なし	
精神障害者グループホーム運営費補助金	精神障害者の自立と社会復帰、福祉の向上を図る。 ・グループホーム「ラルゲット」	該当なし	該当なし	
保健師職員養成奨学資金貸付	該当なし	有資格保健師、看護師として従事する職員を養成するため、修学に必要な資金を貸与する。	有資格保健師、看護師として従事する職員を養成するため、修学に必要な資金を貸与する。	合併時に廃止するものとする。

### 3. 附属機関（第5回現況調書36ページ参照）

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体の取扱い
附属機関	石狩市予防接種健康被害調査委員会	厚田村予防接種健康被害調査委員会	浜益村予防接種健康被害調査委員会	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

#### 4. 予防接種事業（第5回現況調書35～36ページ参照）

3市村において、事業内容について大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

#### 5. 結核予防事業（第5回現況調書37～38ページ参照）

3市村において、事業内容について大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

#### 6. エキノコックス検診事業（第5回現況調書39～40ページ参照）

3市村において、事業内容について大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

#### 7. 健康フェスタ事業（第5回現況調書41ページ参照）

石狩市及び厚田村において実施している事業であるが、引き続き実施する必要があることから、合併時に石狩市に合わせるものとする。